

大館市水道事業経営戦略

団 体 名 : 大館市

事 業 名 : 大館市水道事業

策 定 日 : 令和 5 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 4 年度 ~ 令和 13 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 給水

供用開始年月日	昭和 31 年 4 月 1 日	計画給水人口	60,060 人
法適(全部・財務) ・非適の区分	法適(全部適用)	現在給水人口	57,149 人
		有収水量密度	16.37 千 m^3 /ha

② 施設

水 源	<input checked="" type="checkbox"/> 表流水, <input type="checkbox"/> ダム, <input checked="" type="checkbox"/> 伏流水, <input checked="" type="checkbox"/> 地下水, <input type="checkbox"/> 受水, <input checked="" type="checkbox"/> その他			
施 設 数	浄水場設置数	11	管 路 延 長	663.81 千m
	配水池設置数	28		
施 設 能 力	32,169 m^3 /日	施 設 利 用 率	66.0 %	

③ 料金

料 金 体 系 の 概 要 ・ 考 え 方	水道料金は、消費税等の増税分を除くと昭和59(1984)年から約35年間実質的な値上げは行われていません。その主たる要因は、山館浄水場系の整備である第2拡張事業が多額の事業費を要し、その後の減価償却費で大幅な赤字が見込まれたことから、全国的にも高い料金へ値上げを行ったことです。その後は、生活レベルの向上による使用量の増加や加入率、世帯数の増加などに伴い経営が安定し、施設の維持管理に加えて様々な事業を実施しても料金の値上げに至っていません。 水道料金体系は、以下の考え方です。 ・基本料金と使用料の二部料金制 ・口径別基本料金制 ・口径、使用料が大きくなるほど単価が高くなる逡増制	
料金改定年月日 (消費税のみの改定は含まない)	昭和 59 年 4 月 1 日	

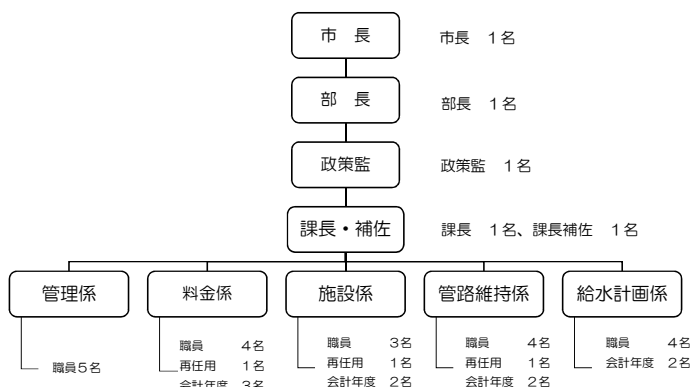
<料金表>

メータ 口 径	上水道料金			旧簡易水道料金	
	基本料金	使用料(1 m^3 当り)		基本料金	使用料
13mm	640円	~10 m^3	140円	500円	100円/ m^3
16mm	1,100円	~50 m^3	155円	800円	
20mm	1,750円	51 m^3 ~	170円	1,200円	
25mm	2,900円	~50 m^3	155円	2,300円	
30mm	4,000円			3,000円	
40mm	8,900円			6,850円	
50mm	13,100円			10,500円	
75mm	32,500円	51 m^3 ~	170円	26,000円	
100mm	54,500円				
150mm	103,000円				

※上表の金額には、消費税及び地方消費税相当額は含まれていない。

④ 組織

<組織体制>



<職員数・職種・年齢構成等>

	事務職	技術職	その他	合計
60歳～	5人	2人	2人	9人
50～59歳	6人	3人	0人	9人
40～49歳	6人	5人	0人	11人
30～39歳	3人	0人	0人	3人
～29歳	4人	1人	0人	5人
合計	24人	11人	2人	37人

※市長、部長、政策監、再任用職員・会計年度任用職員含む

令和4年4月1日現在

(2) これまでの主な経営健全化の取組

本事業の創設は、昭和30年度から昭和32年度までに旧大館町において創設され、完成当時は53%の普及率であったが、昭和39年度に1日最大給水量が施設能力を大幅に超える給水量となったため、施設の拡張にせまられ、昭和41年度から46年度までの6カ年で、第1次拡張事業を完工しました。しかし、生活様式の変化とともに給水量は増加し、加えて給水人口の増加に対処するには現施設で不可能なため、昭和50年度から米代川を水源とする第2次拡張事業に着手し、昭和53年3月取水施設、浄水施設、配水池等の主要施設の完成に伴い、同年5月から新施設からの一部通水を開始し、昭和54年3月に事業を完工しました。

昭和63年7月から3カ年計画で、十二所地区への上水道拡張事業を実施し、平成2年9月に完成しました。

平成9年、花岡地区に点在する簡易水道施設が老朽化していることから統合を計画し、5カ年計画で花岡地区統合簡易水道整備事業を実施し、平成13年3月に完成しました。

平成15年より5カ年計画で矢立地区統合簡易水道整備事業を実施し、平成20年3月に完成しました。

平成17年6月には比内町、田代町との合併により、両水道事業の統合をしました。

平成17年10月から4カ年計画で横岩地区の未普及解消に向け事業を実施し、平成21年3月に完成しました。

平成22年9月から2カ年計画で橋桁地区の未普及解消事業を、平成23年7月から大子内地区の簡易水道拡張整備事業を実施し、ともに平成23年12月に完成しました。

平成25年4月から3カ年計画で別所地区の未普及解消事業を実施し、平成28年3月に完成しました。

平成25年4月から4カ年計画で田代地区統合簡易水道整備事業（早口・岩瀬、山田・赤川、本郷・岩野目地区）を実施し、平成29年3月に完成しました。

平成29年6月から4カ年計画で、大館地区と比内地区で相互に供給可能とするための緊急時用連絡管整備事業を実施し、令和3年3月に完成しました。

平成2年から真中地区水道施設改良工事を実施しており、令和5年度には完成予定となっています。

現在、本市水道事業では、広域化の検討を県及び関係市町村と協議しており、持続的な経営のための努力を進めています。また、アセットマネジメントについては、厚生労働省の「水道事業におけるアセットマネジメント(資産管理)に関する手引き」における3Cレベルを実施しています。

(3) 経営比較分析表等を活用した現状分析

令和3年度決算に基づく「経営比較分析表令和4年度公表」を添付します。

本市水道事業は、経営比較分析表において、経常収支比率が100%を上回っており、料金回収率についても100%を超えており、料金収入によって経常的な経費を賄えています。類似団体平均と比較すると、給水人口区分の規模別類似団体平均を上回っています。

また、有収率は74.8%で、類似団体平均を下回っており、老朽管及び自宅内漏水が主な原因と考えられ、施設利用率は、64.33%です。これは本市水道事業内で最大の施設能力を有する山館浄水場が災害等により停止した場合でも、全市民に安定的に給水を行える水準を保つため余裕能力を確保しています。

さらに、安全性については、累積欠損金比率が0%であり、流動比率が300%を超えており、企業債残高対給水収益比率は500%程度であり、給水人口規模別の類似団体平均とほぼ同水準を保っています。

一方、施設の老朽化についてみると、有形固定資産減価償却率が52.5%であり、給水人口規模別の類似団体平均を上回っています。これは本市水道事業が66年前に給水を開始し、耐用年数を超えている資産が多いが、アセットマネジメントにより延命化しているためです。管路については、管路経年化率が23.38%であり給水人口規模別の類似団体平均と比べて比較的高く、管路更新率も0.29%に留まっています。

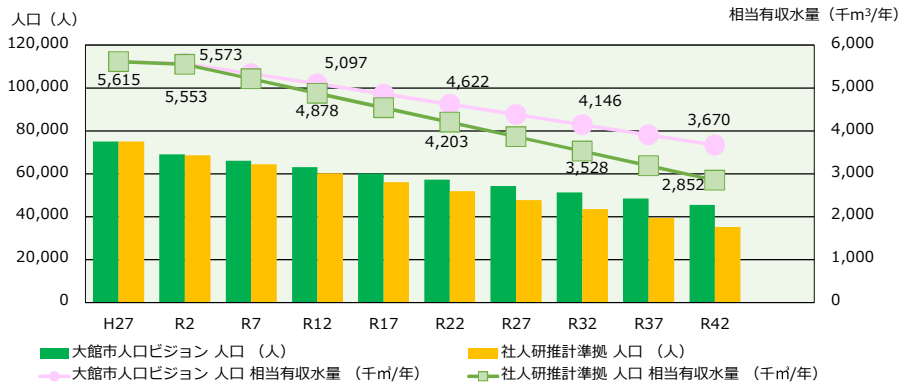
2. 将来の事業環境

(1) 給水人口の予測

大館市新水道ビジョン(令和2年3月策定)において、将来の人口の予測結果から、人口は大きく減少すると見込まれており、平成27(2015)年と比較すると、令和42(2060)年の人口は本市人口ビジョン推計値では45,498人となり、およそ60%まで減少し、国立社会保障・人口問題研究所(以下、「社人研」と表記します。)による推計値では35,237人となり、およそ50%まで減少すると推計されます。

(2) 水需要の予測

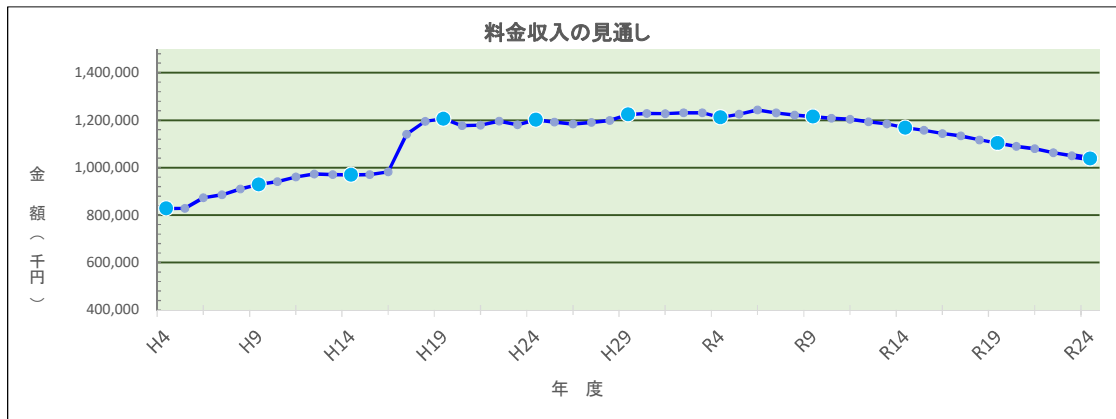
大館市新水道ビジョンにおいて、将来の人口の予想結果より有収水量も大きく減少すると見込まれており、本市人口ビジョン推計値から推計される有収水量は、平成27(2015)年と比較すると、令和42(2060)年の有収水量は3,670千 m^3 /日となり、およそ65%まで減少し、社人研による推計標準値では2,852千 m^3 /日となり、およそ50%まで減少すると推計されます。



	H27	R2	R7	R12	R17	R22	R27	R32	R37	R42
大館市人口ビジョン 人口 (人)	75,064	69,092	66,142	63,192	60,242	57,292	54,342	51,392	48,442	45,498
社人研推計標準 人口 (人)	75,064	68,604	64,434	60,264	56,094	51,924	47,754	43,584	39,414	35,237
大館市人口ビジョン 有収水量 (千 m^3 /年)	5,615	5,573	5,335	5,097	4,860	4,622	4,384	4,146	3,908	3,670
社人研推計標準 有収水量 (千 m^3 /年)	5,615	5,553	5,216	4,878	4,541	4,203	3,866	3,528	3,191	2,852

(3) 料金収入の見通し

平成17年(2006年)の大館、比内、田代の市町村合併に伴う給水人口の増加により、料金収入は増加しました。その後、未普及解消事業、拡張整備事業、統合簡易水道整備事業による料金収入の増加を見込みましたが、人口減少による料金収入の減少により、横ばいとなっており、今後は人口減少に伴い大幅な減収になると予想しています。



年度	H4	H9	H14	H19	H24	H29	R4	R9	R14	R19	R24
水道料金	828,100	929,145	969,159	1,205,530	1,201,342	1,223,633	1,211,369	1,214,916	1,167,876	1,103,224	1,037,916

(4) 組織の見通し

平成29年度に簡易水道事業の統合を行い、事業統合による業務及び会計事務の効率化を図りました。本市では、職員の意欲を向上させ、能力が発揮できる組織を構築するため、各種業務の手續きや事務分掌の見直しなどを行い、適正で効率的な組織づくりを進め、当市職員定員適正化計画に基づき職員の適正な定員管理を行っています。現在、水道事業に従事する職員は、事務、技術職員ともに年齢構成は40歳以上50歳未満が半数以上を占めており、技術職員の年齢構成がバランスを欠く状況となっているため、技術や知識、ノウハウの継承の面から、新規職員の補充を進めるほか、水道料金の徴収業務等の包括的委託など、民間のノウハウを取り入れ事業の効率化を図ります。

3. 経営の基本方針

水道は、市民生活や社会・経済活動に欠くことのできない重要なライフラインとして常に安心・安全な水を安定供給することが求められており、平常時はもとより、災害などの非常時においても一定の給水を確保することが大きな責務であります。こうしたサービスを市民に提供し続けるため、水道事業を取り巻く環境の変化への確に対応した水道施設の維持管理や更新を行うとともに、徹底した経営の効率化や健全化を図ることが必要であることから、4つの基本方針に基づき事業経営に取り組みます。

- ① 安全でおいしい水を供給します。
 - ・クリプトスポリジウムやトリハロメタン対策等、水質の安全性を確保するための高度浄水処理の可能な施設整備、施設管理を行い、安全でおいしい水を供給します。
- ② いつでも使える災害に強い水道を目指します。
 - ・豪雨や土砂災害時にも対応できる安全な水道水を安定して供給ができるよう、取水・浄水施設の整備を進めます。
 - ・地震などの大規模災害時でも安定供給ができるよう、老朽管の更新と施設の耐震化を進めるとともに、危機管理体制の強化を図ります。
 - ・複数の水源を確保し、安定した水道水の供給に努めます。
 - ・災害等の緊急時に備え、緊急時連絡管の整備を進めます。
- ③ 水道普及率を向上させます。
 - ・給水区域内の水道未普及地区については、地域要望や緊急性を勘案し、費用対効果を見極めたうえで整備事業を進めます。
 - ・給水区域内の自家水利用者など、水道未加入者に対する加入促進を図ります。
- ④ 経営の安定を図ります。
 - ・継続的な漏水調査の実施と、老朽管更新整備を計画的に進め有収率の向上を図ります。
 - ・施設の統廃合などにより施設規模の適性化を図り、コスト削減を目指します。
 - ・簡易水道の事業統合を進め、経営基盤の強化を図ります。
 - ・利用者負担の公平性と自主財源の確保を図るため、適切な滞納整理を実施し収納率の向上を図ります。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	更なる業務の改善・合理化・効率化に努めて、経費削減を図ります。
-----	---------------------------------

本市の水道施設は老朽化が進み相次いで更新時期を迎えており、施設や管路の更新に多額の資金が必要となることから、水道施設の統廃合や管路の見直しなどで投資費用の圧縮を図り、経営に過度の負担を及ぼさないように健全な投資計画としております。

- 【老朽管更新事業】
- ・配水管整備事業（継続事業）
 - ・老朽管更新事業（平成25年度～令和7年度）
 - ・水道管路緊急改善事業（令和5年度～令和11年度）
- 【水道施設更新事業】
- ・浄水施設改良事業（継続事業）
 - ・水道施設耐震化事業（平成25年度～令和16年度）
 - ・真中簡易水道浄水施設改良事業（令和2年度～令和5年度）
 - ・森越・森合簡易水道浄水施設改良事業（令和8年度～令和10年度）
 - ・経沢・越山簡易水道浄水施設改良事業（令和12年度～令和14年度）
 - ・長根山浄水場浄水施設改良事業（令和8年度～令和14年度）
 - ・山館第二浄水場（仮称）建設事業（令和13年度～令和18年度）
- 【未普及地域解消事業】
- ・小釈迦内地区未普及地域解消事業（令和14年度～令和16年度）
 - ・長面地区未普及地域解消事業（令和15年度～令和18年度）
 - ・二井田地区未普及地域解消事業（令和16年度～令和26年度）
 - ・本宮地区未普及地域解消事業（令和17年度～令和26年度）

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	更なる業務の改善・合理化・効率化に努めて、経費削減を図ります。
-----	---------------------------------

給水収益が減少する一方で、水道施設の設備更新に多くの経費が必要となることから、健全な事業運営に必要な財源確保が厳しい状況が見込まれるため、徹底した経費削減と経営の効率化を図るとともに、将来世代に過度な負担を残さないよう企業債発行の抑制と企業債残高の低減を図り、安定的な水道事業運営に努めていきます。

- 【料 金】 給水人口に基づく、料金収入の見込額を計上しています。
- 【企 業 債】 企業債残高の低減を図りながら、将来的な負担を残さないような計画的な企業債の借入を計上しています。
- 【繰 入 金】 繰入基準に基づく繰入金を計上しており、基準外繰入はしていません。
- 【国庫補助金】 各補助メニューを活用し、国庫補助金額を計上しています。
- 【有 価 証 券】 有価証券を保有しており、利息収入を計上しています。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

<p>【人件費】 ・職員数は現状を維持し、現行の制度に基づいた給与、手当、法定福利費等を計上しています。</p> <p>【経費】 ・動力費 電気料金の値上げに伴う見込み額を計上しています。 ・修繕費 修繕計画及び実績に基づく修繕費を計上しています。 ・材料費 毎年の平均値を計上しています。 ・その他 実績に基づく経費を計上しています。</p>
--

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 投資の合理化、費用の見直しについての検討状況等

広域化	<p>広域連携は、将来対策の中心として昭和52(1977)年の水道法改正で規定した広域化に向けて、可能な部分から推進を図るものです。地元要望を前提とした広域化が進展しないことから、平成30(2018)年末の法改正では、県を推進役としたほか前提条件をなくしています。厚労省が示している広域連携の推進イメージでは、都道府県水道ビジョンの策定後に広域化推進プランで多彩なシミュレーションを行い、市町村の意見を反映した水道基盤強化計画で具体的な内容を定めて各市町村が取り組むというものです。</p> <p>秋田県では令和3年3月に秋田県水道ビジョンを策定し、「安全で良質な供給体制の確立」、「災害に強い水道施設の整備」、「長期にわたって水道事業を継続できる経営基盤の強化」を策定方針として「安全」「強靱」「持続」に係る実現方策を示し、令和3年度から秋田県水道広域化プランの策定を行っており、広域的な見地から連携方策を含めた今後の方向性を明らかにすることとしています。</p>
民間の資金・ノウハウ等の活用 (PPP/PFI等の導入等)	<p>公共施設の設計、建設、維持管理、修繕等の業務全般を一体的に行うものを対象とし、民間事業者の資金とノウハウを活用して包括的に実施する方式であり、今後、窓口業務や料金徴収業務を民間事業者へ包括的な委託を行う予定です。</p> <p>料金徴収においては、コンビニ収納を実施しており、今後、スマホ決済を導入する予定です。</p>
アセットマネジメントの充実 (施設・設備の長寿命化等による投資の平準化)	<p>平成31年3月にアセットマネジメントを実践し、既存施設等の資産管理、保有資産の整理等を行い、これらの健全度、更新需要、資産状況を明らかにしたうえで、更新計画を策定、財政見通しを把握し、財政的視点からの効率的な事業経営の検討、資金確保を図ることを目的としております。</p> <p>施設の更新時期は、法定耐用年数の場合と長寿命化を考慮した法定対応年数の1.5倍とした2ケースを想定し、資産の健全度と更新需要を把握しています。また、管路については実使用年数を考慮した耐用年数に設定しています。</p>
施設・設備の廃止・統合 (ダウンサイジング)	<p>施設・設備については、現状統合できる施設は無いが、今後の水需要において、一部施設の廃止、統合を検討します。</p>
施設・設備の合理化 (スペックダウン)	<p>新規、更新時には、水需要に見合った設備の導入を検討し導入している。また、災害時のライフラインとなる飲料水の確保ができるような、施設の整備も検討する。</p>
その他の取組	<p>有収率の向上のため、漏水調査業務を複数年でを行い、年間を通しての漏水調査を行っています。</p>

② 財源についての検討状況等

料 金	水道料金については、人口減少に伴う給水収益の減少や社会情勢の変化による物価上昇、燃料費高騰により、経費は増加しており、長期的な財政収支を見ながら、見直しについて検討を行います。
企 業 債	老朽管更新事業及び施設改良事業においては、企業債残高を考慮しながら企業債を借入します。
繰 入 金	地方公営企業繰入金に基づく繰入としており、基準外繰入は行っていません。
資産の有効活用等による 収入増加の取組	-
その他の取組	新たな財源の確保の検討を行います。

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、 改定等に関する事項	<p>本経営戦略はPDCAサイクルによる進捗状況等の評価・検証を行ったうえで、お客様ニーズや社会環境の変化等を踏まえ、適宜修正を行ってまいります。具体的には、毎年の決算が公表された後、経営戦略の収支計画との乖離や他計画との内容の整合性を検証し、後年に影響が出てくる場合は、収支計画を修正します。また、3年～5年ごとに時代にあった適切な経営戦略となっているか、検証を行います。</p>
-------------------------	---

経営比較分析表（令和3年度決算）

秋田県 大館市

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	水道事業	末端給水事業	A4	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)	
-	64.07	83.15	3,949	

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
69,293	913.22	75.88
現在給水人口(人)	給水区域面積(km ²)	給水人口密度(人/km ²)
57,149	93.87	608.81

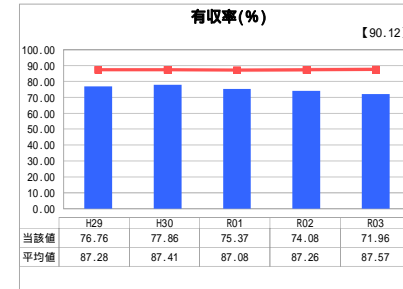
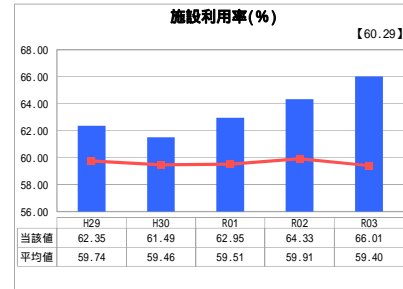
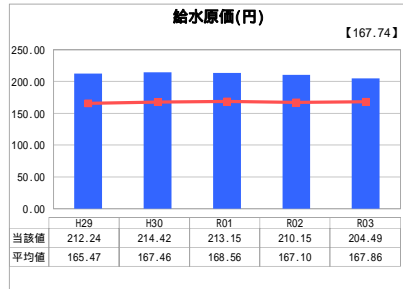
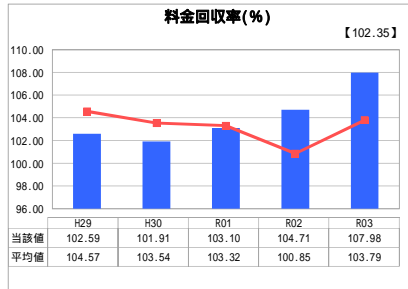
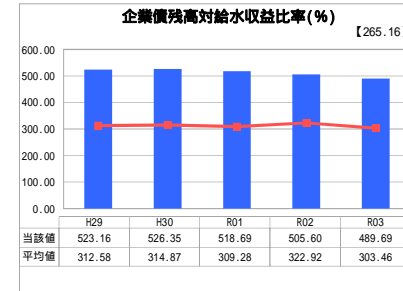
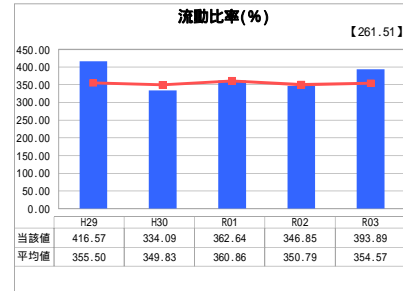
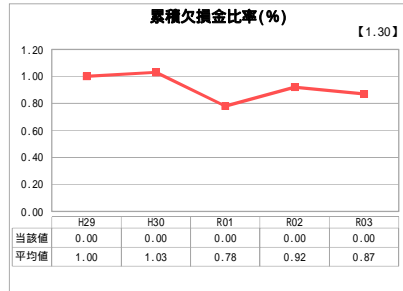
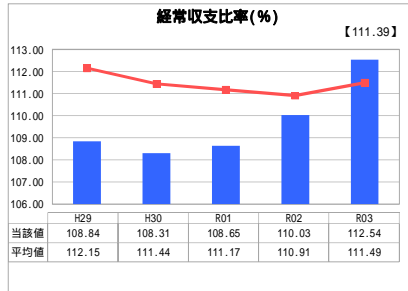
グラフ例

当該団体値(当該値)

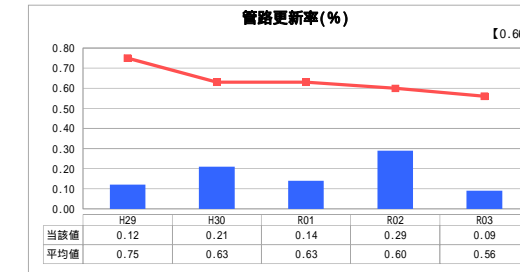
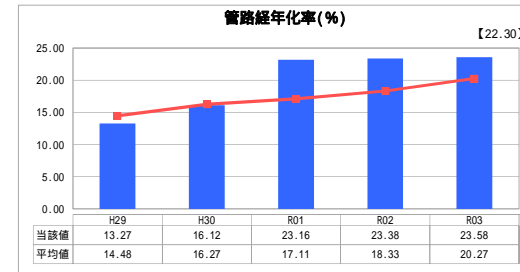
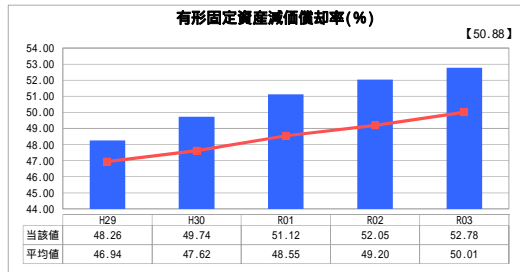
- 類似団体平均値(平均値)

【】 令和3年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

経常収支比率が過去5年100%を超えて黒字経営を継続し、累積欠損金比率は0となっています。料金回収率も過去5年100%を超えていることから、給水に係る費用を料金で賄うことができているため、料金水準は適正と考えています。一方、企業債残高対給水収益比率が類似団体平均を上回っており、借入金に依存する体質となっていますが、流動比率は過去5年100%を大きく超えているため、短期的な債務に対する支払い能力は十分備えており、預金も借入金も多いという状況です。これは昭和50年代前半に第2次拡張事業で整備した基幹施設（取水場・浄水場・配水池・配水管）の老朽化に伴う大規模な改修のための資金を蓄えながら、必要な事業を行うための借入金をしていることが要因です。以上ことから「経営の健全性」は概ね保たれていると考えます。

施設利用率は、類似団体の平均を上回っています。これは、平成29年度に簡易水道を水道へ統合したことによる配水能力の規模の縮小が要因です。ただし、有収率は類似団体平均を下回っており、原因として、配水管の老朽化に伴う漏水が多いことがあげられます。これらの結果、給水原価が引き上がる主な要因になっています。以上ことから「経営の効率性」に問題があるため、改善に向けた対策が必要です。

2. 老朽化の状況について

管路経年率は、類似団体平均を上回っており、これは、拡張事業で整備した多くの配水管が法定耐用年数に達したため、今後も率が上がるのが予想されます。また、有形固定資産減価償却率についても、拡張事業で整備した施設や管路の老朽化が要因となり、上昇することが予想されます。また、管路更新率は類似団体平均を下回り、低い状況が続いていることから、老朽化した管路の更新が進んでいない状況であり、有収率にも影響しております。

以上ことから、今後も施設や管路の老朽化が進むため、更新計画の見直しを行い、老朽化による効率性の改善対策が必要です。

全体総括

経営の健全性・効率性及び老朽化の状況それぞれの分析結果から、水道事業を持続可能なものとするため、次の対策を行います。

「効率性を高めるための対策」

- ・漏水を減らすため、老朽管更新事業を継続しながら、漏水調査の精度を高め、速やかに漏水箇所を修繕することで、有収率の向上を図り給水原価を引き下げます。

「老朽化への対策」

- ・財源に限りがあるため、計画的に企業債を活用しながら、老朽化・効率性とどちらにも有効である老朽管更新事業を継続します。また、効率性を高めることで給水に係る費用を削減し、将来の基幹施設の大規模改修に備えるための資金を蓄えます。

投資・財政計画

(法適用企業・収益の収支)

(単位:千円)

区 分		年 度		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
		(決 算)		(決 算)	(決 算)	(決 算)	(決 算)	(決 算)	(決 算)	(決 算)	(決 算)	(決 算)	(決 算)	(決 算)
收 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)	1,280,905	1,269,150	1,292,835	1,309,860	1,297,692	1,288,294	1,282,002	1,275,666	1,271,023	1,260,307	1,251,792		
	(1) 料 金 収 入	1,231,554	1,211,369	1,225,010	1,243,099	1,230,592	1,221,023	1,214,916	1,208,472	1,203,797	1,193,096	1,184,540		
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	(3) そ の 他	49,351	57,781	67,825	66,761	67,100	67,271	67,086	67,194	67,226	67,211	67,252		
	2. 営 業 外 収 益	178,512	174,706	162,312	184,685	182,121	177,986	173,039	171,086	158,003	155,980	152,562		
	(1) 補 助 金	20,707	18,874	16,971	15,019	13,325	11,837	10,466	9,160	7,919	6,778	5,957		
	他 会 計 補 助 金	20,707	18,874	16,971	15,019	13,325	11,837	10,466	9,160	7,919	6,778	5,957		
	そ の 他 補 助 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入	156,278	154,063	143,491	167,501	166,631	163,984	160,408	159,761	147,919	147,037	144,440		
	(3) そ の 他	1,527	1,769	1,850	2,165	2,165	2,165	2,165	2,165	2,165	2,165	2,165		
収 入 の 計 (C)	1,459,417	1,443,856	1,455,147	1,494,545	1,479,813	1,466,280	1,455,041	1,446,752	1,429,026	1,416,287	1,404,354			
支 出 的 収 益	1. 営 業 費 用	1,208,351	1,317,251	1,352,052	1,345,096	1,349,617	1,348,311	1,342,193	1,351,532	1,357,469	1,359,365	1,361,073		
	(1) 職 員 給 与 費	166,242	168,973	171,207	170,351	169,499	168,652	167,808	166,969	166,135	165,304	164,477		
	基 本 給 与 費	95,836	92,759	96,559	96,076	95,595	95,117	94,641	94,167	93,696	93,227	92,760		
	退 職 給 付 費	11,982	5,215	5,598	5,570	5,542	5,514	5,486	5,459	5,432	5,405	5,378		
	そ の 他	58,424	70,999	69,050	68,705	68,362	68,021	67,681	67,343	67,007	66,672	66,339		
	(2) 経 費	413,507	512,316	543,770	506,761	504,678	502,626	500,604	498,614	496,654	489,724	487,824		
	動 力 費	89,424	124,016	137,564	138,940	139,634	140,333	141,034	141,739	142,448	143,160	143,876		
	修 繕 費	48,408	85,597	89,227	70,000	70,000	70,000	70,000	70,000	70,000	70,000	70,000		
	材 料 費	10,275	11,350	11,350	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000		
	そ の 他	265,400	291,353	305,629	287,822	285,044	282,293	279,570	276,874	274,206	266,564	263,948		
(3) 減 価 償 却 費	628,602	635,962	637,075	667,984	675,440	677,034	673,780	685,949	694,681	704,337	708,772			
2. 営 業 外 費 用	88,421	79,866	71,679	63,177	55,724	49,246	43,171	37,746	32,668	28,019	24,402			
(1) 支 払 利 息	88,109	79,366	71,179	62,677	55,224	48,746	42,671	37,246	32,168	27,519	23,902			
(2) そ の 他	312	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500			
支 出 の 計 (D)	1,296,772	1,397,117	1,423,731	1,408,273	1,405,341	1,397,557	1,385,364	1,389,278	1,390,137	1,387,384	1,385,475			
経 常 損 益 (C)-(D) (E)	162,645	46,739	31,416	86,272	74,472	68,723	69,677	57,474	38,889	28,903	18,879			
特 別 利 益 (F)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
特 別 損 失 (G)	2,508	3,185	3,185	3,185	3,185	3,185	3,185	3,185	3,185	3,185	3,185			
特 別 損 益 (F)-(G) (H)	△ 2,508	△ 3,185	△ 3,185	△ 3,185	△ 3,185	△ 3,185	△ 3,185	△ 3,185	△ 3,185	△ 3,185	△ 3,185			
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)	160,137	43,554	28,231	83,087	71,287	65,538	66,492	54,289	35,704	25,718	15,694			
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)	160,137	43,554	28,231	83,087	71,287	65,538	66,492	54,289	35,704	25,718	15,694			
流 動 資 産 (J)	2,722,668	2,822,600	2,838,853	2,623,206	2,485,437	2,323,607	2,231,644	2,140,414	2,010,159	2,118,773	2,137,742			
う ち 未 収 金	34,599	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000			
流 動 負 債 (K)	701,183	817,655	819,011	799,552	791,533	786,260	773,245	762,406	716,180	701,210	688,568			
う ち 建 設 改 良 費 分	418,131	417,655	419,011	399,552	391,533	386,260	373,245	362,406	316,180	301,210	288,568			
う ち 一 時 借 入 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
う ち 未 払 金	259,560	250,000	250,000	250,000	250,000	250,000	250,000	250,000	250,000	250,000	250,000			
累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 額 (L)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)	1,280,905	1,269,150	1,292,835	1,309,860	1,297,692	1,288,294	1,282,002	1,275,666	1,271,023	1,260,307	1,251,792			
地 方 財 政 法 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 の 比 率 ((L)/(M) × 100)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 額 (N)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (P)	1,280,905	1,269,150	1,292,835	1,309,860	1,297,692	1,288,294	1,282,002	1,275,666	1,271,023	1,260,307	1,251,792			
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((N)/(P) × 100)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		

投資・財政計画

(法適用企業・収益の収支)

(単位:千円)

区 分		年 度										
		3年度 (決算)	4年度 (決算)	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
資 本 的 収 入	1. 企 業 債	201,900	301,200	319,800	99,600	197,800	107,700	399,200	346,300	191,700	386,400	227,000
	うち資本費平準化債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2. 他会計出資金	86,233	90,318	155,718	87,881	82,734	78,790	106,865	99,416	96,648	79,731	104,875
	3. 他会計補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. 他会計負担金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	5. 他会計借入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	6. 国(都道府県)補助金	20,449	43,535	63,924	57,714	51,791	44,095	86,228	51,644	53,113	24,396	57,300
	7. 固定資産売却代金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	8. 工事負担金	14,848	40,858	54,746	0	0	0	0	0	0	0	0
	9. その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計 (A)	323,430	475,911	594,188	245,195	332,325	230,585	592,293	497,360	341,461	490,527	389,175
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	純計 (A)-(B) (C)	323,430	475,911	594,188	245,195	332,325	230,585	592,293	497,360	341,461	490,527	389,175
資 本 的 支 出	1. 建設改良費	417,167	670,519	755,260	682,832	710,919	634,133	955,100	869,133	755,614	706,128	703,164
	うち職員給与費	17,756	14,484	33,792	33,454	33,119	32,788	32,460	32,135	31,814	31,496	31,181
	2. 企業債償還金	397,411	418,132	417,655	419,011	399,552	391,533	386,260	373,245	362,406	316,180	301,210
	3. 他会計長期借入返還金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. 他会計への支出金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	5. その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計 (D)	814,578	1,088,651	1,172,915	1,101,843	1,110,471	1,025,666	1,341,360	1,242,378	1,118,020	1,022,308	1,004,374	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)	491,148	612,740	578,727	856,648	778,146	795,081	749,067	745,018	776,559	531,781	615,199	
補 填 財 源	1. 損益勘定留保資金	330,959	444,735	371,097	761,745	698,983	658,213	629,617	608,740	643,256	420,154	523,618
	2. 利益剰余金処分額	113,774	131,826	160,137	43,554	28,231	83,087	71,287	65,538	66,492	54,289	35,704
	3. 繰越工事資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. その他	46,415	36,179	47,493	51,349	50,932	53,781	48,163	70,740	66,811	57,338	55,877
計 (F)	491,148	612,740	578,727	856,648	778,146	795,081	749,067	745,018	776,559	531,781	615,199	
補填財源不足額 (E)-(F)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
他会計借入金残高 (G)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
企業債残高 (H)	6,030,824	5,913,892	5,816,037	5,496,626	5,294,874	5,011,041	5,023,981	4,997,036	4,826,330	4,896,550	4,822,340	

○他会計繰入金

区 分		年 度										
		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
収 益 的 収 支 分	収益的収支分	30,766	28,940	27,037	25,106	23,433	21,966	20,616	19,331	18,111	16,991	16,191
	うち基準内繰入金	30,766	28,940	27,037	25,106	23,433	21,966	20,616	19,331	18,111	16,991	16,191
	うち基準外繰入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資 本 的 収 支 分	資本的収支分	86,233	90,318	155,718	87,881	82,734	78,790	106,865	99,416	96,648	79,731	104,875
	うち基準内繰入金	86,233	90,318	155,718	87,881	82,734	78,790	106,865	99,416	96,648	79,731	104,875
	うち基準外繰入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	116,999	119,258	182,755	112,987	106,167	100,756	127,481	118,747	114,759	96,722	121,066	